

令和8年(ラ)第1073号 補助参加許可決定に対する抗告事件

(基本事件・東京地方裁判所令和7年(ワ)第25456号)

決 定

東京都新宿区四谷四丁目28番14号 パレ・ウルー5階

抗 告 人 プレカリアートユニオン
(以下「抗告人組合」という。)

同代表者執行委員長 清水直子こと 関 口 [REDACTED]

抗 告 人 清水直子こと 関 口 [REDACTED]
(以下「抗告人関口」という。)

抗 告 人 稲 葉 [REDACTED]
上記3名訴訟代理人弁護士 中 野 [REDACTED]
同 中 川 [REDACTED]
同 佐々木 [REDACTED]
同 高 橋 [REDACTED]

相 手 方 株 式 会 社 [REDACTED]
同代表者代表取締役 [REDACTED]

主 文

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

- 1 基本事件原告ら(以下「原告ら」という。)は抗告人組合の組合員であり、原告らと抗告人組合との間の前件訴訟では、平成27年9月から令和5年9月までに開催された抗告人組合の大会における抗告人関口の執行委員長選任等の決議が不

存在であることを確認する判決が確定している。

基本事件において、原告らは、抗告人組合に対し、令和6年5月以降に開催された抗告人組合の大会における抗告人関口の執行委員長選任、従前の全ての決定の追認等の決議の不存在確認を求めるほか、抗告人関口及び抗告人稲葉■■■■■に対し不法行為に基づく損害賠償を求めており、相手方が、原告らのために補助参加を申し出たところ、抗告人らがこれに異議を述べた。

原審は、相手方の補助参加を許可する旨の決定（原決定）をしたところ、抗告人らがこれを不服として本件抗告をした。

2 民訴法42条所定の補助参加が認められるのは、専ら訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られ、単に事実上の利害関係を有するにとどまる場合は、補助参加は許されない（最高裁昭和38年（オ）第722号同39年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事71号271頁参照）。そして、法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が補助参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される（最高裁平成12年（許）第17号同13年1月30日第一小法廷決定・民集55巻1号30頁参照）。

3 一件記録によれば、抗告人関口は、相手方に対し、令和7年2月に、抗告人組合の代表者執行委員長として、抗告人組合の組合員である相手方従業員■■■■■の未払賃金の支払等について団体交渉を申し入れていることが認められるところ、基本事件においては、抗告人関口を抗告人組合の執行委員長に選任する決議の存否等が争われており、基本事件の判決において原告らの決議不存在確認請求が認められるか否かにより、抗告人関口が労働組合法6条に基づき抗告人組合の代表者として相手方との団体交渉を行う権限を有するか否かが左右されることになる。

そうすると、基本事件の判決は、相手方が抗告人関口を代表者として抗告人組合との間で団体交渉を行うべき法律関係にあるのか否かに影響を及ぼすおそれがあるというべきであるから、相手方は、基本事件の結果について法律上の利害関

係を有するということができ、相手方の補助参加を許可するのが相当である。

- 4 よって、原決定は相当であり、本件抗告はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和8年7月9日

5

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

谷

口

園

恵



裁判官

菅

家

忠

行



裁判官

品

川

英

基



10

これは正本である。

令和8年7月9日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 前 田 絵里子

